

頁	箇所	誤	正
25	政令第1条の枠内	二 株式会社商工組合中央金庫	二 株式会社日本政策投資銀行
26	下から8行目	株式会社商工組合中央金庫(政令第1条第2号) 法第2条第1項第1号口の農林中央金庫に類似する主体である。	株式会社日本政策投資銀行(政令第1条第2号) 政府関係金融機関に類する者として、政令の改正により、新たに本条に加えられたものである。
39	別表3		下表が正しい
資料106		十五 削除	削除する。

(別表3)クレジット会社が有するいわゆるクレジット債権の分類

< 支払回収期間 >

			2ヶ月以上かつ3回以上		1~2回払い	
			商品	役務	商品	役務
あっせん	証票等(カード)を用いるもの	総合方式	サービサー法第2条第1項第5号			
		リボルビング方式				
	証票等を用いないもの(個品方式)		サービサー法第2条第1項第6号			
自社販売	証票等(カード)を用いるもの	総合方式	サービサー法第2条第1項第7号			
		リボルビング方式				
	証票等を用いないもの(個品方式)	割賦法指定商品	サービサー法第2条第1項第7号の2 (機械類については、6ヶ月以上かつ3回以上)			
機械類						
		その他の商品				

サービサー法第2条第1項第4号は、いわゆるリース債権のみ